

國學院大學学術情報リポジトリ

介護と育児を阻害する自明性の研究

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小木曾, 道夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001048

介護と育児を阻害する自明性の研究

■ 小 木 曾 道 夫

▶ 要 約

意味作用における意味するものと意味されるものとの同定が新しいことを新奇性、以前からあることを自明性と分類する。自明な意味作用は、意味するものと意味されるものとの同定について意識せずに済むために「あたりまえ」なのであるが、何が自明な意味作用の同定であるのかは集団や文化によって異なるため、発信者と受信者との間で、意味するものと意味されるものとの同定に相違が生じて不明確になることがある。発信者が新しい意味で伝えようとしたのに、受信者は自明性に囚われた意味で解釈して、発信者と受信者との間で意味するものと意味されるものとの同定に相違が生じて、発信者の意志を送信する書式がなく変換が作動しなかったためコミュニケーションが作動しないことがある。また、コミュニケーションは作動しても機能しなかったりすることがある。「任意後見制度は存在しない」という自明性が介護を、「男性はおしめ交換や幼児のトイレ介助を分担しない」、「住所は1カ所である」という自明性が育児を阻害する現状について、参与観察調査によってデータを収集して分析した。これらの自明性が構造保存自己生産された理由は、国の法律や社会的価値といった上位の規範ではなく職場などのウチの規範を優先するというウチの論理、および、自省的行為が欠如した慣習的行為に流されたためである。

▶ キーワード

介護 任意後見制度 育児 ウチの論理 慣習的行為 自明性 構造保存自己生産

目次

1 意味作用の理解可能性を阻害する自明性	18
2 任意後見制度の概要と事例	21
3 自明性とコミュニケーションの阻害	26
4 考察～なぜ過去の遺物が構造保存自己生産されるのか	32

1 意味作用の理解可能性を阻害する自明性

1-1 コミュニケーションの作動と機能

発信者と受信者との間で、発信者が何か伝達しようと選択した言葉と、受信者が解釈した概念との間で、意味するものと意味されるものとの同定に相違があると、コミュニケーションはうまく作動せず、発信者が伝達しようと選択した情報を伝達することができない。小木曾（2007：6）は「コミュニケーション（communication）を、情報の発信者が受信者に発信する情報を選択し、かつ、情報の発信者が受信者に送信できるように情報を変換し、かつ、情報の発信者が変換した情報を受信者に送信し、かつ、情報の受信者が発信された情報を受信し、かつ、情報の受信者が受信した情報を再変換し、かつ、情報の受信者が変換した情報を解釈する、という選択・変換・送信・受信・再変換・解釈の6種類の行為をすべて兼ね備えた情報の相互伝達過程と定義」した。選択は、発信者の脳内において受信者に発信する情報を選択する過程であり、発信しようとする概念を記憶している前頭連合野の神経細胞が活動電位状態となる。変換は、意味作用を前提とする、発信者が受信者に発信しようとする情報を通信路で送信可能な書式に変換する過程である。発信者の脳波を直接受信者に伝達することができないと前提するならば、会話の場合では、発信者の脳が発声器官に対して発声イメージと相関する刺激を送ることにより、脳波を言語に変換する。送信は、発信者が送信可能な書式に変換した情報を受信者に通信路により送信する過程である。受信は、受信者が通信路により送信された情報を受信する過程である。再変換は、意味作用を前提とする、受信者が受信した情報を理解可能な書式に再変換する過程である。解釈は、受信者が再変換した情報を解釈する過程である。そして、コミュニケーションが作動するためには、これらの6つの過程がすべて作動する必要がある。

Weaver（1963：4，訳2009：17）は、コミュニケーションには、つぎの3つのレベルの問題があると分類した。レベルA.の技術的な問題は、コミュニケーションにおいて記号をどの程度正確に伝えることができるかの問題である。レベルB.の意味的な問題は、送信された記号はどのくらい正確に所望の意図を伝えることができるかという問題である。レベルC.の効果の問題は、受信された意図はどのくらい効果的に所望する行為に影響するのかという問題である。送信または受信できないためにコミュニケーションが作動しないのは、Weaver（1963：4，訳2009：17）の分類でのコミュニケーションのレベルA.の技術的な問題である。変換または再変換できないためにコミュニケーションが作動しない

のは、Weaver (1963 : 4, 訳 2009 : 17) の分類でのコミュニケーションのレベル B. の意味的な問題である。なお、Weaver (1963 : 4, 訳 2009 : 17) の分類でのコミュニケーションのレベル C. の効果がないこと、すなわち、意図が受信されても効果的に所望する行為に影響しないこととは、コミュニケーションが作動してもコミュニケーションが機能していない事態である。

1-2 意味作用と新奇性-自明性

コミュニケーションの過程のうち、変換と再変換は、意味作用を前提とする過程である。意味作用 (signification) とは、「異種のシステム間の構成素間で意味するものと意味されるものとを同定化し、かつ、意味するものと意味されるものそれぞれのシステム内の構成素を区別できるように差異化することである。言い換えると、意味とは、異種のシステム間の構成素間で意味するものと意味されるものとが同定された結果、交換できるようになり、かつ、意味するものと意味されるものそれぞれのシステム内で構成素の差異を比較して区別できる関係」である (小木曾 (2015 : 4))。意味作用の鍵は、異種のシステム間の構成素間で意味するものと意味されるものとを同定し変換することである。会話においては概念を音に変換し、神経システムにおいては光や音を神経細胞の活動電位状態に変換し、コンピュータへの文字入力においては自然言語をコンピュータの文字コードに変換することが必要となる。このような情報の変換は、情報を同じ意味である書式から他の書式へと変換することである。しかし、情報を伝達する言葉は、同定化が明確でないこともありえる。意味するものである言葉と意味されるものである概念との結びつきが明確であればその言葉の意味を理解しやすいが、言葉と概念との結びつきが曖昧であればその言葉の意味を理解することが困難になり、意味するものと意味されるものとの結びつきが明確であれば理解可能性が高くなる。

コミュニケーションは、発信者と受信者との間で、発信者が伝達しようとした言葉と、受信者が解釈した概念との間で、意味するものと意味されるものとの同定に相違があるとうまく作動せず、発信者が伝達しようとした情報を伝達することができない。Jantsch (訳 1986 : 117) は、意味するものと意味されるものとの結びつきの属性について、新しい結びつきが生まれたため何の情報を含まない混沌を新奇性 (novelty)、結びつきが陳腐化し新しいことを何ももたらさない均衡状態、停滞もしくは死を確立性 (confirmation) と定義した。ここで、意味作用における意味するものと意味されるものとの同定が新しいことを新奇性 (novelty)、意味作用における意味するものと意味されるものと

の同定が以前からあることを自明性 (obviousness) と分類する。

新規な意味作用は、新しい同定を知っている人と知らない人との間で、意味するものと意味されるものとの同定に相違が生じて不明確になりやすい。また、新規な意味作用は、意味するものと意味されるものとの同定について意識しがちである。一方、自明な意味作用は、意味するものと意味されるものとの同定が淘汰されずに存続したものであり、意味作用に価値が加わっていることがある。なお、価値 (value) とは、異種のシステム間の構成素間で意味するものと意味されるものとが同定でき、かつ、意味するものと意味されるものそれぞれのシステム内の構成素間の区別により特定され、かつ、意味するものと意味されるものどちらかのシステム内の構成素が序列づけられる関係である。なお、ここで言う善悪や優劣といった比較には、「成年ならば成年後見人に依存せずに自分のことは自分でやるべきだ」や「おしめ交換は男性よりも女性が分担すべきである」ということを含む。つまり、自明な意味作用は、意味するものと意味されるものとの同定が「善い」または「優れている」と価値づけられることがある。さらに、自明な意味作用は、意味するものと意味されるものとの同定について意識せずに済むために「あたりまえ」なのである。しかし、自明な意味作用であっても、何が自明な意味作用の同定であるのかは集団や文化によって異なるため、発信者と受信者との間で、意味するものと意味されるものとの同定に相違が生じて不明確になることがある。例えば、「育児は女性が分担すべきである」ことを自明とする人と、「育児は女性と男性がともに分担すべきである」ことを自明とする人の間では、意味するものと意味されるものとの同定に相違が生じて話がかみ合わないことがある。

意味作用における意味するものと意味されるものとの同定が明確で理解可能性が高いか、または、不明確もしくは不正確で理解可能性が低いかとの組み合わせによって、新奇性が高く理解できないことを新奇性誤解、新奇性が高く理解できることを新奇性理解、自明性が高く理解できることを自明性理解、自明性が高く理解できないことを自明性誤解、と類型化できよう。例えば、「コロナ」という日本語は、2019年までであれば、1. 太陽外層のコロナ、もしくは、2. 東京証券取引所市場第1部上場で証券コード：5909の(株)コロナのどちらかを意味しており、外見が太陽外層のコロナに似ているために命名されたコロナ・ウィルス、および、コロナ・ウィルスを病原体とする疾病を意味することはなかった。したがって、2019年の時点で「コロナは怖い」という発言を聞いた人は、発信者が「太陽の外縁のコロナは超高温で放射線を出すので怖い」といった意味で発言したと解釈するであろう。しかし、2019年の時点で発信者が「Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus 2は感染力が強いので怖い」、もしくは、「Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus 2を病原体とする COronaVIrus Disease 2019という疾病は重症化す

ることがあるので怖い」ことを伝えようとして「コロナは怖い」と発言した場合、これを聞いた受信者は「コロナ」という意味する言葉と「Severe Acute Respiratory Syndrome Coronavirus 2」もしくは「COronaVirus Disease 2019」という意味される概念との同定が新しすぎて、発信者が伝えたかったことを正確には理解できずに新奇性誤解したであろう。一方、コミュニケーションを媒介する言葉や文書が陳腐化してしまった場合には、発信者が新しい意味で伝えようとしたのに、受信者は自明性に囚われて陳腐化した意味で解釈して自明性誤解した結果、意味するものと意味されるものとの同定に相違が生じて、コミュニケーションが作動しなかったり機能しないことがある。

2 任意後見制度の概要と事例

2-1 任意後見制度の定義

最高裁判所（2020a：5）によると、成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害、発達障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度であり、任意後見制度と法定後見制度がある。任意後見制度とは、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人が選んだ人（任意後見人）に、代わりにしてもらいたいことを契約（任意後見契約）で決めておく制度であり、本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所で任意後見人が選任されて初めて任意後見の効力が生じ、この手続きを申し立てることができるのは、本人やその配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者である（最高裁判所（2020a：5））。一方、法定後見制度は、本人の判断能力が不十分になった後、家庭裁判所によって、成年後見人等が選ばれる制度である（最高裁判所（2020a：6））。

2-2 任意後見の申請

任意後見制度を利用したい場合、まず、本人、つまり、任意後見委任者自身が物事を判断する能力が十分ではなくなる可能性を認め、つぎに、任意後見人になる任意後見受任者を選ぶ必要がある。筆者（以下、表記の統一のため任意後見と関係が無い箇所でも（「任

任意後見」を付けない)「受任者」と称す)の事例では、筆者の父(以下、「任意後見」を付けない)「委任者」と称す)は、2017年1月31日の検査ではMMSE(ミニメンタルステート)検査で30満点中27点と正常値であったが、頭部MRIにより海馬(とくに左の海馬)の萎縮が認められ、2017年3月3日のMIBG心筋シンチ検査で心臓の交感神経機能が低下しているとの結果で、2017年3月17日にA病院にて軽度のレビー小体型認知症の可能性がもっとも高いと診断された。そして、2017年5月5日に委任者は受任者が任意後見受任者となることを承諾した。そして、2017年8月16日に、武蔵野公証役場において、任意後見契約公正証書を作成した。任意後見契約公正証書および次項で後述する登記事項証明書に明文化された代理権目録はつぎの通りである。

代理権目録

- 1 不動産、動産等全ての財産の管理、保存及び処分に関する事項
- 2 銀行等の金融機関、郵便局、証券会社との全ての取引に関する事項(貸金庫に関する取引を含む。)
- 3 保険契約(類似の共済契約等を含む。)に関する事項
- 4 定期的な収入の受領及び定期的な支出を要する費用の支払に関する事項
- 5 生活費の送金、生活に必要な物品の購入その他の日常関連取引(契約の変更、解除を含む)に関する事項
- 6 医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービスの利用契約、福祉関係施設入退所契約に関する事項
- 7 要介護認定の申請及び認定に関する承認又は審査請求並びに福祉関係の措置(施設入所措置を含む。)の申請及び決定に対する審査請求に関する事項
- 8 シルバー資金金融制度等の福祉関係融資制度の利用に関する事項
- 9 登記権利証・登記識別情報、実印・銀行印等の印鑑、印鑑登録カード・住民基本台帳カード、個人番号(マイナンバー)カード・個人番号(マイナンバー)通知カード、預貯金通帳、キャッシュカード、有価証券・その預り証、年金関係書類、健康保険証・介護保険証、重要な契約書類等の保管及び各事項の事務処理に必要な範囲内の使用に関する事項
- 10 住居用不動産の購入、賃貸借契約及び住居の新築、増改築の請負契約に関する事項
- 11 登記及び供託の申請、税務報告、各種証明書の請求に関する事項
- 12 遺産分割の協議、遺留分減殺請求、相続放棄、限定承認に関する事項
- 13 以上の各事項に関する行政機関への申請、行政不服申立て、紛争の処理に関する

事項（弁護士に対する民事訴訟法第55条第2項の特別授權事項の授權を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む。）

14 復代理人の選任及び事務代行者の指定に関する事項

15 以上の事項に関連する一切の事項

委任者は2017年12月29日に転倒した際に頭部を強打し、救急搬送され救急病院であるB病院に入院し、2018年1月5日に頭蓋底骨折（頭蓋骨の両側の底の骨折）で、前頭葉に脳挫傷が認められ、外傷性くも膜下出血が起きていると診断され、認知症が悪化した。2018年2月22日に救急病院からリハビリテーション病院であるC病院へ転院し、2018年2月28日付で、C病院にて認知症が著明で判断能力が低下したという所見の家庭裁判所提出用の成年後見用診断書が作成された。そして、委任者は2018年7月6日にC病院を退院して、介護つき有料老人ホームに入所した。

東京家庭裁判所後見センター（2020a：2）によると、任意後見監督人選任申立てをする家庭裁判所は、本人（認知症、知的障害、精神障害などによって物事の判断能力が十分ではない方）の、住所地（住民登録をしている場所）を管轄する家庭裁判所であり、申立てができる人は、本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、任意後見人、任意後見受任者、成年後見監督人等、市区町村長、検察官である。東京家庭裁判所後見センター（2020a：4-6）によると、任意後見監督人選任申立てに必要な書類は、後見・保佐・補助開始申立書、申立事情説明書、親族関係図、本人の財産目録及びその資料、本人の収支予定表及びその資料、診断書（成年後見制度用）、本人の戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、本人の住民票又は戸籍の附票、後見人等候補者の住民票又は戸籍の附票、本人が登記されていないことの証明書、であり、手続費用は、収入印紙で申立手数料800円（400円×2枚）、登記手数料2600円（1000円×2枚+300円×2枚）、送達・送付費用の郵便切手が計3250円（内訳は500円×3枚+100円×5枚+84円×10枚+63円×4枚+20円×5枚+10円×6枚+5円×2枚+1円×8枚）である。

そこで、受任者は、2018年6月6日に委任者を任意後見委任者、受任者を任意後見受任者とする任意後見監督人選任申立を東京家庭裁判所立川支部にした。そして、2018年10月5日に司法書士が任意後見監督人に選任され、同年10月10日に登記された。

東京家庭裁判所後見センター（2020b：1-2）によると、任意後見監督人が選任されて任意後見契約の効力が生じた後に任意後見人が行う手続は、登記事項証明書の申請、初回報、定期報告である。ただし、任意後見事務を円滑に行うためには、これらの手続以外に、金融機関などへの任意後見の効力が生じたことを届け出る必要がある。

東京家庭裁判所後見センター（2020b：1-2）は、登記事項証明書の申請について、つ

ぎのように規定している。まず、登記事項証明書の申請は、審判確定後、裁判所から法務局に登記嘱託をする。後見登記がなされた後、任意後見人は、東京法務局又は東京以外の地方法務局本局で、後見人等に選任された旨の証明書（登記事項証明書）を取得することができる。登記事項証明書は、審判書が後見人等に届いて約1か月経過した後から取得できるようになる。登記事項証明書を窓口で申請する場合、登記事項証明申請書に、証明書1通につき550円の収入印紙、申請人の確認に関する書類（申請人の運転免許証、健康保険証、パスポート等、氏名及び生年月日がわかる書類を窓口で提示）を添付して申請する。そこで、受任者は、2018年10月24日に東京法務局に訪問して、登記事項証明書を申請し取得した。

2-3 任意後見制度の運用

2-3-1 初回報告

東京家庭裁判所後見センター（2020b：3）は、初回報告について、民法の規定に基づき、任意後見人は、任意監督人が選任され任意後見契約の効力が発生したら、すみやかに、任意後見委任者の財産の内容及び収入や支出の状況を調査のうえ、「財産目録」と「年間収支予定表」と添付資料を裁判所に提出するとしている。なお、「財産目録」、「年間収支予定表」は最高裁判所（書式）からダウンロードして使用することができる。

「財産目録」は、任意後見委任者の、1 預貯金・現金については、預貯金口座ごとに、金融機関の名称、支店名、口座種別、口座番号、残高（円）、管理者と合計金額を、2 有価証券（株式、投資信託、国債、外貨預金など）は銘柄等ごとに、種類、銘柄等、数量（口数、株数、額面等）、評価額（円）、資料番号を、3 不動産（土地）、4 不動産（建物）、5 保険契約（本人が契約者又は受取人になっているもの）、6 その他の資産（貸金債権、出資金など）、7 負債（立替金など）について報告する。

「年間収支予定表」は1 本人の収入の種別については、名称・支給者等、金額（円）、2 本人の支出については、費目（生活費、施設費、税金、保険料、その他）、支出先等、金額（円）についての予定を報告する。

受任者の事例では、2018年11月に受任者が委任者の「財産目録」と「年間収支予定表」を作成して任意後見監督人に提出し、それをもとに任意後見監督人が裁判所に報告した。

2-3-2 定期報告

東京家庭裁判所後見センター（2020b：12）は、定期報告について、後見人等は、民法の規定により、監督人又は裁判所に対し、後見等事務の報告と財産目録の提出をする義務があり、初回報告後、あらかじめ定められた報告時期に、「後見等事務報告書」と「財産目録」及びそれらの資料を自主的に提出することになっているとしている。なお、「後見等事務報告書」、「財産目録本体」、「財産目録別紙」は最高裁判所（書式）からダウンロードして使用することができる。

「後見等事務報告書」の内容は、任意後見委任者の生活状況、および、財産状況について、前回報告と比べて変化の有無を報告し、変化があればどのような変化があったのか具体的に報告する。

「財産目録本体」は、任意後見委任者の、1 預貯金・現金については、施設等預入金、預貯金口座ごとに、金融機関の名称、支店名、口座種別、口座番号、残高（円）、名義人、管理者と合計金額を報告する。「財産目録別紙」は、2 有価証券関係（株式、投資信託、公債、社債など）については、銘柄等ごとに、種類、銘柄等、数量、評価単価、評価額（円）、取扱金融機関、名義人、管理者、資料番号、3 不動産（土地）、建物）、4 保険契約（本人が契約者又は受取人になっているもの）、5 債券（貸付金など）、6 負債、については前回報告と比べて変化の有無を報告し、変化があればどのような変化があったのか具体的に報告する。なお、東京家庭裁判所後見センター（2020b：32）は、任意後見人が任意後見委任者の現金出納帳をつけるよう推奨している。

受任者の事例では、3ヶ月に1回の期間で、受任者が「財産目録本体」、「財産目録別紙」および出納帳を含む収支報告書を作成して任意後見監督人に提出し、それをもとに任意後見監督人が裁判所に「後見等事務報告書」、「財産目録本体」、「財産目録別紙」を報告している。

2-3-3 裁判所への連絡

東京家庭裁判所後見センター（2020b：26-7）は、後見人等の事務で、つぎの場合や疑問が解決しない場合は、所定の連絡票を用いて、裁判所に連絡するよう定めている。裁判所への連絡が必要な場合とは、（成年後見）本人又は後見人等が転居したとき、本人又は後見人等が死亡したとき、初回報告（財産目録、年間収支予定表、添付資料等）又は定期報告（後見等事務報告書、財産目録、添付資料等）の提出が遅れるとき、大きな財産（不動産など）を処分するとき、遺産分割や相続放棄をするとき、不動産売却代金、遺産、保険金など多額の金銭を受領したとき、高額商品（1件50万円以上の商品やサービス）を購入するとき、債務を返済するとき、立替金を清算するとき、である。

3 自明性とコミュニケーションの阻害

3-1 俺はボケない、あたしはボケない

自明性がコミュニケーションを阻害する例として、まず、任意後見制度を取り上げることにしよう。さて、任意後見制度を利用するうえでの最初の難関は、任意後見委任者に十分な判断能力があるうちに、判断能力が低下した場合には、あらかじめ本人が選んだ任意後見人に、代わりにしてもらいたいことを任意後見契約で決めておくことである。多くの人は「俺はボケない、あたしはボケない」といった具合に、自分が認知症などのために判断能力がなくなるとは認めたくないだろう。このような場合では、任意後見受任者になろうとしているこどもが親に対して「お父さん、もしかすると将来、認知症になるかもしれないから、今のうちに任意後見契約をしておきましょう」と持ちかけても、「俺はボケない」ことが自明であると信じたい父親は「俺はボケないから大丈夫だ!!」などと、この提案を断りがちである。つまり、任意後見受任者になろうとしているこどもが発信者で、任意後見委任者になることを提案されている父親が受信者となるコミュニケーションの過程は、つぎの通りである。第一の選択は、発信者が「お父さん、もしかすると将来、認知症になるかもしれないから、今のうちに任意後見契約をしておきましょう」と提案する情報を選択した。第二の変換と第三の伝達は、発信者が受信者に対して口頭で「お父さん、もしかすると将来、認知症になるかもしれないから、今のうちに任意後見契約をしておきましょう」と変換し、送信した。第四の受信は受信者が聴覚を通じて作動した。しかし、第五の再変換では、受信者は「俺はボケない」ことを自明のこととして、発信者の「将来、認知症になるかもしれない」という前提と食い違っていた。そして、第六の受信者の解釈は、「俺はボケないから大丈夫だ!!」と発信者の提案を断る結果となった。つまり、このコミュニケーションは6つの過程ともに作動したが、発信者の提案は受信者に拒否され、任意後見契約を結ぶことができず、コミュニケーションが機能しなかった。

一方、受任者の事例では、委任者の妻が2016年頃からアルツハイマー型認知症を発症して要介護認定が5となっており、任意後見制度を利用すると便利であることの身近な例があったため、「2-2 任意後見の申請」で前述したように、任意後見契約を結ぶ合意ができた。

3-2 任意後見制度は存在しない

任意後見制度は、2000年（平成十二年四月一日）に施行された、平成十一年法律第五十号 任意後見契約に関する法律により制度化された。しかし、2021年時点でも、「任意後見制度は存在しない」という時代遅れな自明性が残存している。概して、民間の金融機関では任意後見制度に対応できているが、官庁では対応が遅れていると指摘できよう。

3-2-1 任意後見制度は存在することがあたりまえとする民間の金融機関

まず、「任意後見制度は存在しない」ことが自明ではなく「任意後見制度は存在する」と前提している民間の金融機関の事例を紹介しよう。受任者は任意後見契約の効力が生じた2018年10月に、委任者が資産を所有する金融機関に対して、任意後見契約の効力が生じた手続を行った。委任者が普通預金口座を開設している都市銀行2行、委任者が普通貯金口座を開設している銀行、委任者が株式を所有している証券会社3社、のすべての金融機関が、口座の所有者が任意後見委任者となることを前提として、成年後見人等に関する届出書などの任意後見届に相当する書式を作成しており、円滑に任意後見事務を進めることができた。

これらの事例における受任者を発信者、委任者が口座を所有する金融機関を受信者とするコミュニケーションの過程は、つぎの通りである。第一の選択は、発信者が「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効した」という伝達する情報を選択した。第二の変換は、まず、発信者が受信者のうち金融機関の案内係または窓口担当者に対して口頭で「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効したことを届け出る手続をしたい」と伝え、つぎに受信者が（各社により文書の名称は異なるが）成年後見人等に関する届出書といった任意後見届の文書を発信者に渡し、受信者が当該の文書に必要事項を記入した。第三の送信と第四の受信は、発信者が記入済みの任意後見届を受信者に手渡し、発信者は受信者に（任意後見）登記証明書と発信者の個人番号カードを預けて、受信者は登記証明書と個人番号カードをコピーして発信者に返却した。第五の再変換は、受信者が任意後見届を受領し、詳細は不明であるが所定の手続がとられた。第六の解釈は、受信者が「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効した」ことを理解して、コミュニケーションが作動した。かつ、コミュニケーションが作動したために、金融機関の口座に任意後見が発効したことを登録できコミュニケーションが機能した。その結果、任意後見制度に準拠した委任者の資産管理が可能となった。これらの事例では、受信者が「任意後見制度は存在す

る」ことが自明であるとしていたため、「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効したことを届け出る手続きをしたい」という情報は、発信者と受信者との間で共有することができた。

3-2-2 任意後見制度は存在しないことがあたりまえとする官庁

つぎに、「任意後見制度は存在しない」ことが自明であるとしている官庁の事例を紹介しよう。受任者は任意後見契約の効力が生じた2018年10月に、任意後見契約の効力が生じた手続きを行おうとして、委任者の居住地がある小金井市役所の案内係に対して「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効したことを届け出る手続きをしたい」と口頭で申し出た。ところが、小金井市役所の案内係の回答は「小金井市では居住者の任意後見を受け付ける制度がない」という主旨であった。

この事例における受任者を発信者、委任者の居住地がある市役所を受信者とするコミュニケーションの過程は、つぎの通りである。第一の選択は、発信者が「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効した」という伝達する情報を選択した。第二の変換は、発信者が受信者のうち市役所の案内係に対して口頭で「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効したことを届け出る手続きをしたい」と伝えた。しかし、小金井市役所は「任意後見制度は存在しない」ことを自明のこととして、居住者が任意後見契約の委任者となった場合の手続きを制定しておらず、任意後見契約が発効したこと受け付ける書式を作成していなかったため、発信者は行政組織としての小金井市役所という受信者に対して送信できる書式の情報に変換することができなかった。したがって、「委任者が任意後見委任者、受任者が任意後見受任者となる任意後見契約が発効したことを届け出る手続きをしたい」という情報については、市役所の案内係個人はこの情報を受信、再変換、解釈することができたが、行政組織としての小金井市役所はこの情報を受信、再変換、解釈することができなかった。つまり、受任者を発信者、行政組織としての小金井市役所を受信者とするコミュニケーションは、受任者の意志を送信する書式がなく変換が作動しなかったために作動しなかった。このコミュニケーションが作動しなかったため、市役所に任意後見が発効したことを登録できず、コミュニケーションが機能しなかった。その結果、任意後見制度に準拠した委任者の行政事務管理ができなかった。そして、任意後見制度に準拠した書式がないので、後日、健康保険に関する文書の送付先変更は国民健康保険被保険者証等の送付先変更申請書、介護保険に関する文書の送付先変更は高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書、年金に関する文書の送付先変更は年金受給権者住所変更・居所登録届、という文書を提出して手続きした。

任意後見制度に関する行政手続きの改善策としては、家庭裁判所が任意監督人を選任して任意後見契約が発効し裁判所から法務局に登記嘱託をして後見登記された時点で、法務局が、任意後見委任者が居住する自治体、税務署、任意後見委任者が加入している健康保険組合、介護保険組合、年金機構に対して任意後見契約が発効したことを届け出ることを制度化すれば良い。このような簡素化は個人番号を利用すれば実施できるはずである。

3-3 男性はおしめ交換を分担しない

「男性はおしめ交換を分担しない」という自明性は、乳幼児を連れて外出する際に、乳幼児のおしめ交換をしたい場合に露呈される。

外出時に乳幼児のおしめ交換をする場合には、おしめ交換所があると便利である。受任者が参与観察調査した結果¹⁾では、授乳室は「男性の入室はご遠慮ください」と明文化されていたが、おしめ交換所は「男性の入室はご遠慮ください」という規定がある場所はなかった。なお、本稿の趣旨からは外れるが、授乳室へ「男性の入室はご遠慮ください」という規定は、乳児およびその年長のきょうだいは字が読めないと前提しているし、男性乳児だけに授乳室への入室を禁止して授乳される権利を剥奪するならば、生命の危機につながる男性乳児の人権を無視した規定である。さて、本題に戻って、おしめ交換所はデパートなどの商業施設に1箇所あれば良い方であり、乳幼児がおしめ交換を要求してギャン泣きした場合には、手近のトイレでおしめ交換した方が便利である。しかし、おしめ交換所は女性用トイレに設置されているところが多いのと比べて、男性用トイレに設置されているところは少ない。男性用トイレにおしめ交換所があるところは、イトーヨーカ堂東京都小金井店の1階と4階（これら以外の階は未確認）や、東京都新宿区のルミネ1の7階（これ以外の階は未確認）である。

デパートで乳幼児のおしめ交換が必要となった男性が、その近くにあるおしめ交換所の場所を知っているか、または、おしめ交換所を探してすぐに発見できた場合には、おしめ交換という目的を達成することができる。しかし、おしめ交換は女性が分担することがあたりまえとしているデパートは、男性用トイレにおしめ交換所を設置することを怠り、利用者の便益を損なうことになる。一方、おしめ交換は男女ともに分担することがあたりまえとしているデパートは、男性用トイレにもおしめ交換所を設置し、利用者へ便益を供することができる。

1) 参与観察調査時点は明記していない場合は2021年3月末である。

3-4 男性は幼児のトイレ介助を分担しない

さて、幼児がおしめを必要としなくなりトイレを利用できるようになったとしても、幼児の身長が低いちは、便座の高さが40 cm以上ある大人用の洋式トイレに自力で座ることが困難であり、保護者が大人用の洋式トイレに座ることを介助する必要がある。なお、大人用の洋式トイレの便座の高さには差があり、便座が高ければ身長が低い幼児が利用することは困難である。さらに、洋式トイレの便座の穴は概して縦30 cm、横20 cmよりも広く、幼児のおしりが便座の穴に落ちてしまうことがある。したがって、幼児が洋式トイレを利用する場合には、便座の高さが低く便座の穴が狭い幼児用トイレ（またはお子さまトイレ、子供トイレなど）があればもっとも便利である。しかし、幼児用トイレは大人が使うことは困難であるため、大人用トイレにのせて使用する便座の穴が狭い幼児用補助便座を備え付けて、幼児が利用するときだけ幼児用補助便座をのせるようにしている公共機関が多い。さらに、幼児が大人用洋式便座に座ると、トイレトペーパーに手が届かなかったり、手を洗うときに、蛇口などに手が届かなかったりして、介助が必要となる場合がある。

小田急百貨店新宿店本館9階には、ベビー・こども服売場と玩具売場、ベビー休憩室があり、ベビー休憩室からかなり離れたところの幼児用靴売場の近くにお子さま用トイレがある。しかし、小田急百貨店新宿店本館9階のお子さま用トイレには、「女性が幼児のトイレ介助を分担する」ことが自明であり、「付き添いの男性の利用はご遠慮ください」といった趣旨が明文化されている。一方、伊勢丹百貨店新宿店本館6階にはベビー・子供服雑貨売場、および、ベビー休憩室があり、ベビー休憩室の中に子供トイレがあり、伊勢丹百貨店新宿店本館6階の子供トイレには、性別で利用を制限することは明文化されていない。京王百貨店新宿店7階にはベビー・こども服売場とおもちゃ売場、ベビー休憩室があるが、幼児・こども用トイレはなかった。便座の高さが低く便座の穴が狭い幼児用トイレに関して、「幼児のトイレ介助は女性が分担する」という自明性の改善策は簡単であり、「男性の入室はご遠慮ください」といった表示を撤去すれば良い。

デパートなどのトイレに幼児用補助便座を設置するためには、トイレの個室の壁にフックなどを取り付けて幼児用補助便座を引っ掛けておけば良いため、専用の幼児用トイレを作るよりはコストがかからないし、場所をとらない。しかし、女性用トイレと比べると男性用トイレは、トイレの個室に幼児用補助便座があるところが少ない。男性用トイレに幼児用補助便座があるところの例は、京王百貨店新宿店1階（その他の階は未確認）、伊勢丹新宿店本館・メンズ館の大半の階、イトーヨーカ堂東京都小金井店1・4階（その他の

階は未確認)、イオン新潟県長岡店3階(1・2階には幼児用補助便座は無く、その他の階は未確認)である。

デパートなどがトイレの個室に幼児用補助便座を、女性用トイレには設置しているが、男性用トイレには設置していないことは、「幼児のトイレ介助は女性が分担する」ことが自明であるという惰性に流されていることの表れである。

3-5 住所は1カ所である

渋谷区役所(2021年3月1日)は2016(平成28)年10月に「ちがいをちからに変える街。渋谷」という基本構想を策定し、「この街に存在するありとあらゆる人間を、仕事を、価値観を、ドラマを、チャンスを、祝福しよう」、「ちがっている、ということは、かけがえない」と提唱している。渋谷区の保育園の一時保育制度は「区内15か所の保育園で実施してい」る「子育てのリフレッシュを主な目的に、区内在住の小学校就学前までの子どもを預かる制度で」(渋谷区役所(2021年2月1日))ある。受任者は東京都渋谷区に居住し区民税を納税しているが、受任者の長女は受任者の妻の本務先が所在する新潟県長岡市に住民票がある。受任者が渋谷区の一時的保育の利用資格について、渋谷区役所保育課に電話で質問したところ、「渋谷区に週の3/7程度住んでいるが住民票が無い未就学児は一時保育を利用する資格が無い」という回答であった。このような渋谷区の一時的保育施策は、「住所は1カ所である」ことがあたりまえであり、「住所は2カ所(など複数)である」多様性を排除している。つまり、「ちがいをちからに変える街。渋谷」ではなく、渋谷区に半分近く住んでいても住民票が無ければ一時保育を認めず多様性を排除する「ちがいをちからで返す街。渋谷」に他ならない。また、この事例では、渋谷区は区民税納税者の子どもが保育を受ける権利を侵害している。

この事例における受任者を発信者、受任者の居住地がある渋谷区役所を受信者とするコミュニケーションの過程は、つぎの通りである。第一の選択は、発信者が「渋谷区に週の3/7程度住んでいるが住民票が無い長女を渋谷区内の保育園で一時保育をお願いしたい」と要望することを選択した。第二の変換と第三の送信は、発信者が渋谷区役所保育課に対して「渋谷区内の保育園で、渋谷区に週の3/7程度住んでいるが住民票が無い長女の一時保育をお願いしたい」と日本語の音声に変換して、電話にて送信し、第四の受信は受信者のうちの渋谷区役所の担当者が電話の音声を受信した。第五の再変換と第六の解釈は、受信者のうちの渋谷区役所の担当者個人としては、発信者が送信した情報を再変換し解釈することができたが、行政組織としての渋谷区役所はこの要望を拒否した。つまり、受任者

を発信者、行政組織としての渋谷区役所を受信者とするコミュニケーションは作動したが、受任者の要望が拒否されたために、コミュニケーションが機能しなかった。その結果、受任者の長女は渋谷区の保育園での一時保育を受けることができなかった。

新潟県長岡市のまちなか保育園（一時保育）は、生後6か月から就学前の長岡市に住所を有する子どもを対象としているが、「市外の人でも、傷病、災害、事故、出産（産前産後8週間）、看護、及び葬儀等社会的にやむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭において保育できない場合は利用できますのでご相談ください」（長岡市役所（2020年12月2日））としている。長岡市の場合は、JR東日本上越新幹線を利用すると長岡駅と東京駅間の所要時間が最短では90分程度であり、東京に本社が所在する会社の従業員が長岡支社・支店に配属され単身赴任することが多い。このような事情もあって、長岡市は住民票が無い生後6か月から就学前の子どもにも一時保育を認めている。

子どもの一時保育に関する改善策は、保育園への待機児童が多いことを考慮すると一定の資格制限が必要であろうが、子ども本人の住民票が無くとも、保護者のうちの1人の住民票があれば、当該の自治体における一時保育を認めるべきである。

4 考察～なぜ過去の遺物が構造保存自己生産されるのか

これまで紹介してきたように、「任意後見制度は存在しない」、「男性はおしめ交換を分担しない」、「男性は幼児のトイレ介助を分担しない」、「住所は1カ所である」ことが自明であるとする時代錯誤な価値志向と制度が2021年の日本に保存され続けている。それでは、なぜこのような過去の遺物が保存され続けてきたのか考察していこう。

さまざまな施策や制度は、1. 従来通りのやり方で成功した、2. 従来通りのやり方で失敗した、3. 新しいやり方で失敗した、4. 新しいやり方で成功した、という4類型に分類できよう。このような4類型に応用できる理論が、吉田（1990）の自己組織の4フェーズ循環モデル²⁾である。吉田（1990：11）が「システムの秩序が、当該システムが保有する秩序プログラムによって規定され、システムの秩序の保存・変容も当該システムが保有する秩序プログラムの保持・変容に媒介されて実現する、といった特性」と定義した自己組織性を、システムは制御プログラムに自己準拠しないと仮定する自己生産に置き換え、吉田の構造保存の第1フェーズ自己生産を構造保存自己生産、構造崩壊の第2フェーズを構

2) 吉田（1990）の自己組織の4フェーズ循環モデルについては、小木曾（2007：22-24、48-57）および小木曾（2016：4-8）を参照

造崩壊自己生産、構造探索の第3フェーズを構造探索自己生産、構造変容の第4フェーズを構造変容自己生産と読み替えることにする³⁾。社会システムの構造自己生産過程には、つぎの2つの分岐点がある。

第一の分岐点はその構成素であるコミュニケーションが変化するか否かであり、コミュニケーションが変化するか否かは、社会システムの構成素となるコミュニケーションを遂行する個人の意志に影響される。コミュニケーションが変化しないのは、コミュニケーションを規制する就業規則や作業標準などの公式化された規則や非公式の規則に準拠して行っている場合である。コミュニケーションが変化しなければ、構造保存自己生産または構造崩壊自己生産の過程に進む。一方、コミュニケーションを変化させる最大の要因は心理システムの意志であるが、任意後見制度の導入のように、法律の施行や国の施策のように「上から」地方公共団体にコミュニケーションの変化を要請される場合もある。コミュニケーションが変化すれば、構造変容自己生産または構造探索自己生産の過程に進む。

第二の分岐点は変化したにせよ変化しなかったにせよコミュニケーションが存続するのか、それとも、淘汰されるのかであり、コミュニケーションが存続するのは発信されたコミュニケーションが機能する場合であり、コミュニケーションが淘汰されるのは発信されたコミュニケーションが機能しない場合である。そして、コミュニケーションが変化するか否か、そのコミュニケーションが機能するか否かの組み合わせによって、つぎの4種類の構造自己生産過程となる。コミュニケーションが変化せず、かつ、機能すれば構造保存自己生産となる。コミュニケーションが変化せず、かつ、機能しなければ構造崩壊自己生産となる。コミュニケーションが変化し、かつ、機能しなければ構造探索自己生産となる。コミュニケーションが変化し、かつ、機能すれば構造変容自己生産となる。

さて、前述した介護や育児を阻害する自明性に関する自己生産過程について考察することにしよう。まず、任意後見制度は任意後見契約に関する法律という日本国の法律に基づく制度であり、前述したように、都市銀行など3行と証券会社3社の計6つの民間の金融機関はこの制度に準拠しているが、小金井市役所などの官庁の運用は準拠していなかった。これらの金融機関は、日本国の法律に準拠して、顧客が任意後見委任者になった場合に対応するというコミュニケーションを変化させ、この変化が機能して存続するという構造変容自己生産過程をとった。一方、小金井市役所などの官庁は、日本国の法律に準拠せずに従来通りの手続を踏襲するというコミュニケーションを変化させず、この手続が存続するという構造保存自己生産過程をとった。それではなぜ、市役所などの官庁は「任意後見制度は存在しない」ことが自明であるとして、成年後見人等に関する届出書といった任意後

3) 構造自己生産過程については小木曾（2007：48-51）および小木曾（2016：4-8）を参照

見届の文書を新設するというコミュニケーションの変化を選択しなかったのだろうか。まず、日本国の法律という上位の規則よりも、従来から使用してきた送付先変更申請書などの書式を踏襲する職場の慣習というウチの規範を優先したためであろう。なお、官庁の職員で「成年後見人等に関する届出書を作成しよう」と提案した人がいたかもしれないが、このような提案は却下され構造探索自己生産過程となってしまったようだ。もしかすると、官庁は個人番号カードの普及を待ってさまざまな届出に関する行政手続を一気にオンライン化するのを待っているのかもしれない。官庁では、任意後見の届出に関するコミュニケーションを変化させなかったために、任意後見に関する利用者が行う手続が煩雑になっているという機能不全が生じていても、従来からのコミュニケーションが存続可能なのは、利用者が不便を感じても他に代替することができない独占状態にあるからで、競争市場にある民間の組織であれば構造崩壊自己生産に陥ったことであろう。

男性用トイレへのおしめ交換所の設置は、日本の法律によって義務づけられたことではなく、デパートなどが自発的に行う顧客へのサービスである。男性の育児分担後進国である日本では、男性用トイレにおしめ交換所を設置しているデパートはおそらくは少数であり、かつ、設置しているデパートでもすべての男性用トイレにおしめ交換所を設置しているところはさらに少ないであろう。なお、デパートの従業員で「男性用トイレにおしめ交換所を設置しよう」と提案した人がいたかもしれないが、このような提案は却下され構造探索自己生産過程となってしまったようだ。男性用トイレにおしめ交換所を設置していないデパートは、従来からの職場の慣習を変化させず、従来からの慣習が存続しているという構造保存自己生産過程をとった。デパートの顧客の中で、おしめ交換所を利用したい男性はごく少数に過ぎないため、このようなニーズを無視してもデパートの業績にはあまり影響しないため、構造崩壊自己生産に陥ること無く構造保存自己生産できているのであろう。

それでは、任意後見届出書式を作成しない官庁、および、男性用トイレにおしめ交換所を設置しないデパートが構造保存自己生産している共通する理由は何であろうか。

第一に、国の法律や社会的価値といった上位の規範ではなく職場などのウチの規範を優先するというウチの論理が共通している。成年後見人等に関する届出書などを作成した民間金融機関が任意後見契約に関する法律という日本国の法律に準拠していたのとは異なり、小金井市役所などの官庁は任意後見契約に関する法律には準拠せずに、国民健康保険被保険者証等の送付先変更申請書などの書式を使用するという地方公共団体の規則に準拠していた。また、男性用トイレにおしめ交換所を設置しているデパートが（日本が男性の育児分担後進国であっても）「男性も育児を分担できる環境を整えるべきだ」という一般的な社会的価値には準拠せずに、トイレへのおしめ交換所の設置に関する社内規定や明文化さ

れていない慣行に準拠していた。国の法律や一般的な社会的価値といった上位の規範が変化しても、社内規定や慣行といった職場などのウチの規範を優先するウチの論理は、構造保存自己生産の特徴である。

第二に、社会システムや経済システムにとっては環境である個人の行為という観点からは、慣習的行為であることが共通している。今田（1986：267）は「慣習的行為とは、動機の実現ないし目的達成と規則に従うことが一致融合している行為である」と定義し、「規則に従うことをあまり意識せずに、あるいはまったく意識しないでなされている。規則に従うことが行為者の目的達成にとって障害にならないかぎり、規則そのものを意識することはない」とした。官庁の職員は「新たに任意後見届出書式を作成するのは面倒くさいので今まで通りで良い」と、デパートの従業員は「男性用トイレにおしめ交換所を設置するのは面倒くさいので、今まで通りで良い」といった慣習的行為を選択した。惰性に流される慣習的行為は、個人の行為に遡及した観点での構造保存自己生産の特徴である。

このように、「任意後見制度は存在しない」、「男性はおしめ交換や幼児のトイレ介助を分担しない」という自明性が構造保存自己生産されてきた理由は、ウチの論理に準拠したものと慣習的行為に流されてしまったことであろう。これらの自明性から脱却して介護や育児を円滑に行うことができるようにためには、慣習的行為だけでなく、今田（1986：264）が「意味を問い直す自省作用は、たとえば行為の意図せざる結果がもたらされたとき、もとの行為に立ち返ってなぜそうなのかを問いなおす」行為であると定義した自省的行為（reflective action）をする必要がある。つまり、民間金融機関の職員がしたように「任意後見制度が導入されたならば、従来の手続きをどのように改善する必要があるのか」、または、一部のデパートの従業員がしたように「男性がデパートでおしめ交換するならば、男性用トイレをどのように改善する必要があるのか」と自省することによって、構造変容自己生産への分岐が開かれる。

【参考文献】

今田高俊（1986）『自己組織性』創文社

Weaver, W. (1963) "Recent Contributions to the Mathematical Theory of Communication", in Shannon, C. E. and Weaver, W. (1963) *The Mathematical Theory of Communication*, Illinois: The Board of Trustees of University of Illinois, pp. 1-28, ワレン・ウィーバー著 植松友彦訳「通信の数学的理論への最近の貢献」, クロード・E. シャノン ワレン・ウィーバー著 植松友彦訳（2009）『通信の数学的理論』ちくま学術文庫, 15-57 頁

小木曾道夫（2007）『自己生産する組織～組織の環境、公式構造、課業特性、能率、および有効性の関係』夢窓庵

小木曾道夫（2014）「コミュニケーション理論と自己生産」『國學院大學 経済学研究』第45輯, 1-18 頁

小木曾道夫（2015）「意味作用と条件つき相互規定」『國學院大學 経済学研究』第46輯, 1-30 頁

- 小木曾道夫 (2016) 「ブラック企業の構造自己生産」『國學院大學 経済学研究』第47輯, 1-41頁
- 最高裁判所 (2020年10月) 『成年後見制度～利用をお考えのあなたへ』 <https://www.courts.go.jp/vc-files/courts/2020/R0212koukenpanfu.pdf>, 2021年1月9日閲覧 (本文・脚注では「最高裁判所 (2020a)」と称す)
- 最高裁判所 (2020年10月) 「申立てをお考えの方へ (成年後見・保佐・補助) | 裁判所」 https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/moushitate_seinenkouken/index.html, 2021年2月4日閲覧 (本文・脚注では「最高裁判所 (2020b)」と称す)
- 最高裁判所 (更新年不明) 「書式ダウンロード (後見等事務報告 (2回目以降)) | 裁判所」 https://www.courts.go.jp/osaka/saiban/13/14/Vcms4_00000556.html, 2021年4月6日閲覧 (本文・脚注では「最高裁判所 (書式)」と称す)
- Shannon, C. E. (1963) “The Mathematical Theory of Communication”, in Shannon, C. E. and Weaver, W. (1963) *The Mathematical Theory of Communication*, Illinois: The Board of Trustees of University of Illinois, pp. 29-125, クロード・E. シヤノン著 植松友彦訳 (2009) 「通信の数学的理論」, クロード・E. シヤノン ワレン・ウィーバー著 植松友彦訳『通信の数学的理論』ちくま学術文庫, 61-211頁
- Shannon, C. E. and Weaver, W. (1963) *The Mathematical Theory of Communication*, Illinois: The Board of Trustees of University of Illinois, クロード・E. シヤノン ワレン・ウィーバー著 植松友彦訳 (2009) 『通信の数学的理論』ちくま学術文庫
- Saussure, F. de (1949) *Cours de Linguistique Generale*, Charles Bally et Albert Sechehaye, ソシュール著 小林英夫訳 (1972) 『一般言語学講義』岩波書店
- Saussure, F. de, Komatsu, E. (eds.) (1993) *Troisieme Cours de Linguistique Generale* (1910-1911) (d’après les cahiers d’ Emile Constantin), Pergamon Press, フェルディナン・ド・ソシュール著 小松英輔編 相原奈津江・秋津伶訳 (2009) 『一般言語学第三回講義 (増補改訂版) コンスタンタンによる講義記録+ソシュールの自筆講義メモ』エディット・バルク
- 渋谷区役所 (2021年2月1日更新) 「一時保育制度 | 渋谷区公式サイト」 <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kodomo/hoiku/service/itiji.html?date=1616505257812>, 2021年3月23日閲覧
- 渋谷区役所 (2021年3月1日更新) 「基本構想 | 渋谷区公式サイト」 <https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kusei/shisaku/koso/index.html>, 2021年3月23日閲覧
- 東京家庭裁判所後見センター (更新年不明) 「後見サイト | 裁判所」 <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/index.html>, 2021年2月4日閲覧
- 東京家庭裁判所後見センター (更新年不明) 「手続の流れ図 (任意後見監督人選任)」 https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/file/08tetuzuki_nagare.pdf, 2021年2月4日閲覧
- 東京家庭裁判所後見センター 東京家庭裁判所立川支部後見係 (2020年4月) 「成年後見・保佐・補助申立ての手引」 <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/R020401kouken/110102.pdf>, 2021年2月4日閲覧 (本文・脚注では東京家庭裁判所後見センター (2020a) と称す)
- 東京家庭裁判所後見センター 東京家庭裁判所立川支部後見係 (2020年4月) 「成年後見人・保佐人・補助人ハンドブック (Q & A 付き)」 <https://www.courts.go.jp/tokyo-f/vc-files/tokyo-f/R020401kouken/020102.pdf>, 2021年2月4日閲覧 (本文・脚注では東京家庭裁判所後見センター (2020b) と称す)
- 長岡市役所 (2020年12月2日) 「ちびっこひろば・ごりようあんない」 https://www.city.nagaoka.niigata.jp/kosodate/cate99/tibiko_hiroba/guide.html, 2020年12月6日閲覧
- Jantsch, E., (1980) *The Self-Organizing Universe: Scientific and Human Implications of the Emerging Paradigm of Evolution*, Pergamon Press, ヤンツ著 芹沢高志・内田美恵訳 (1986)

『自己組織化する宇宙』 工作舎

吉田民人 (1990) 「情報・情報処理・自己組織性～基礎カテゴリーのシステム」, 『組織科学』 第 23 巻第 4 号, 7-15 頁

